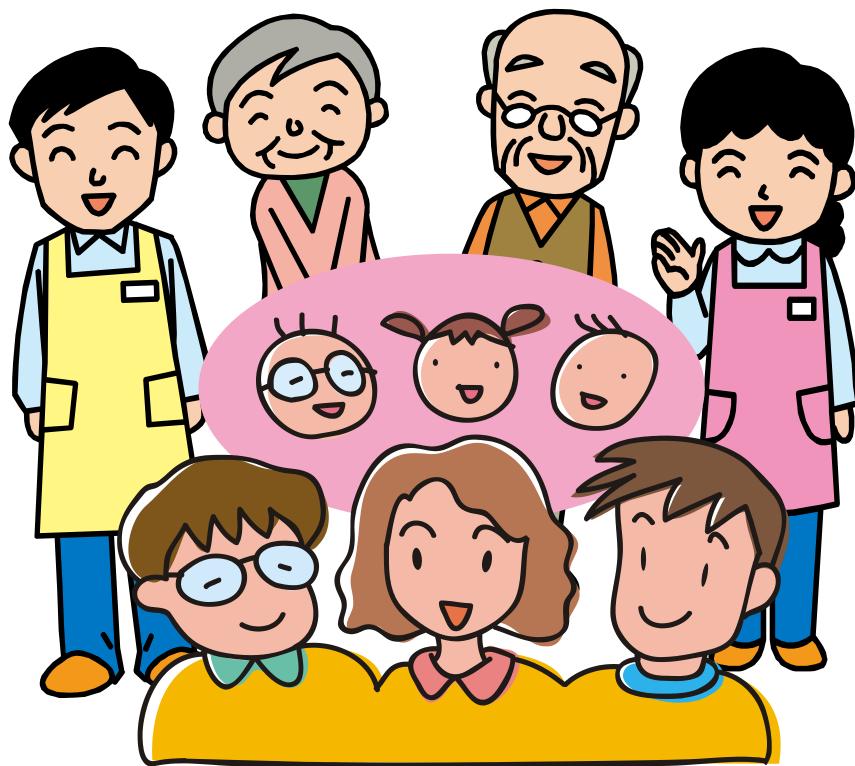


区活動の手引き

— 令和3年度版 —



佐久市区長会

佐 久 市

目 次

区とは？

I	区の活動の目的	3
II	区の機能	4
III	区への加入促進	5
IV	区規約の例	7
V	収支予算書（収支決算書）の例	11
VI	区の設置（新設・分離・統合）	13
VII	区長の政治活動・宗教活動	14
VIII	区長記章の着用・区長プレートの掲示	14
IX	各種募金	14

区の法人化

I	地縁団体認可制度	15
---	----------	----

区活動のQ&A

Q 1	区の役割は何ですか？	23
Q 2	区と行政はどのような関係にありますか？	24
Q 3	いろいろな団体から、区内回覧の依頼文書が届きます。 どのようにしたらいいのでしょうか？	25
Q 4	区長の氏名や連絡先などは、公表されるのでしょうか？	26
Q 5	区等への未加入世帯の加入促進はどうすべきですか？	27
Q 6	組長や班長の仕事に、神社費などの取りまとめも含めていますが、 何か問題があるのでしょうか？	28
Q 7	回覧用の台紙（回覧板）が古くなってしまったのですが、 支給してもらえますか？	29
Q 8	区の活動中にケガをしました・・・。 市では、何か保険に加入しているのでしょうか？	30
Q 9	区の要望を市へ提出したいのですが、 どのように行けばよいでしょうか？	31

Q10 防犯灯の設置・管理について教えてください。 ······	32
Q11 カーブミラーを設置してほしい交差点があります。 ······	33
Q12 信号機を設置してほしいとき、どこへ要望したらよいですか？ ···	34
Q13 自主防災組織とは、どんな組織ですか？ ······	35
Q14 区長業務交付金とは、どのような交付金ですか？ ······	36
Q15 区費は、どのように決まっているのでしょうか？ 市内一律で決められているのですか？ ······	37
佐久市區長会概要図 ······	38



(注)この「区活動の手引き」は、令和3年4月1日現在の内容で編集しています。
その後の制度等の改正により、内容が変更される場合があります。

区とは？

I 区の活動の目的

近年、急速に進む都市化や核家族化、社会・経済状況の著しい変化に伴って人々の価値観が変化し、ライフスタイルも多様化・複雑化している中で、人間関係や地域の連帯感、住民相互の扶助の精神やふれあいの希薄化が憂慮されています。私たちが暮らしている地域社会には、さまざまな職業の人、考えの人、高齢者や若い人などが生活していますが、個人の生活を尊重し、他人の生活には干渉しないという考えが定着してきているためでしょうか。

しかしながら、このような世相の中にあって、一定の地域内に住む人々の自由な意思によって結成された「住民自治組織（＝区）」の役割が見直され、多くの分野でその必要性、重要性が高まってきています。

常日頃からの連帯意識や協力体制は、災害時にも大きな力を発揮します。

区が他のスポーツや趣味などの団体と異なるのは、その地域に住むすべての人が、自分一人では解決できない共通の課題や問題（環境、福祉、交通安全、地域安全、防災など）に共に取り組み、協力・連携してこれを解決し、みんなでより豊かで、より住みよい地域社会を作っていくとしている点です。

高齢化が進み、ひとり暮らしのお年寄りが増えている今日、お互いの手助けが必要ですし、それは将来だれもが抱え得る問題です。

また、共働きの家庭も多い中で、子どものことや火災など万一のとき、真っ先に手を貸してくれるのは近所の人たちです。家族のだれかが病気になったとき、家族に不幸があったとき、台風や地震などで被害を受けたときなど、「いざ」というときに近所の人たちからの助けがあることは、きっと心強いことでしょう。

区とは、それぞれの地域が持つ特性や特色を活かして、よりよい地域社会を築いていくために大切な役割を担っている団体なのです。



II 区の機能

区は、災害時をはじめ日常生活の中のさまざまな問題を地域住民が共同で解決し、よりよい地域社会を作っていくためのものです。

地域には子どもからお年寄りまで幅広い世代の人たちが住んでおり、世帯構成や職業など家庭の事情はさまざまです。また、中心市街地や新興住宅地、農村部など地域的な特性もあります。したがって、区の活動の機能は地域によって違いがありますが、全体的には、次のようなものがあります。

1 親睦機能（住民相互の連絡、スポーツ、レクリエーション、祭礼など）

任意の住民の集まりである区にとって、会員（区民）相互のコミュニケーションがうまくいくことが最も基本になります。そのための活動は、できるだけ多くの人が参加できるように計画したいものです。

2 共同防衛機能（防災、防火、防犯、交通安全など）

佐久市は、比較的災害の少ないまちといわれていますが、災害はいつ、どこで起こるかわかりません。また、火災や犯罪、事故など、みんなで助け合い、共同で生命や財産を守っていかなければならないこともあります。子どもや女性がいつでも安心して歩けるまち、住んでいて安全なまちを作るには、住民一人ひとりの協力が不可欠です。

3 環境整備機能（ゴミステーション管理、集会施設管理、一斎清掃など）

美しいまち、気持ちのいいまちを作るためには、衛生面からの整備や施設面からの整備など、区内の環境を整えていくことも大切です。

4 行政補完機能（広報紙の配布、行政文書の回覧、募金のとりまとめなど）

区は、広報紙など市民生活に役立つ情報を配布したり、回覧板や放送設備などをを利用して行政情報を周知するといった役割も担っています。また、市からの依頼により、各種調査や取りまとめなども行っています。

5 目的実現機能（行政への陳情、要望など）

地域の問題を地域住民の力で解決することは区の大きな役割ですが、地域住民だけでは解決し得ない問題も数多くあります。そのような場合、問題解決に向けての要望を行政に行うのも区の大切な役割です。

6 区内の統合・対外的代表機能（住民の意見・利害調整）

近隣住民同士の問題には、行政が関われないこともあります。そのよ

うな場合には、住民が持っているそれぞれの考え方や意見を吸収し、それについて話し合い、利害を調整し、地域全体の共通の課題として高め、一つずつ解決していくことが大切です。

7 相互扶助（慶弔の際の手伝い、資源回収など）

万一のとき、すぐにお世話になるのが近所の人です。また、地域で暮らすためには、お互いが協力し合わなければならぬことがあります。

8 伝統保持（地域文化財の保持、伝統的行事の開催・伝承など）

それぞれの地域には、その地域ならではの伝統行事が大切に受け継がれていることでしょう。また、新興住宅地では、子どもたちのために新たな文化を作ることもできます。

伝統を守り、新しい文化をはぐくむことで、そこで育った人々に故郷の誇りが芽生えることでしょう。

9 教育・学習（公民館活動、文化祭など）

自分の経験をどこかで活かしたいという人が多くいます。そのような会員（区民）の特技を活かしたいろいろな活動があると、区の文化性が高まり、豊かな人間関係も生まれてきます。

III 区への加入促進

区へは、そこに暮らす、すべての世帯に加入していただくのが理想です。

もちろんこれは強制ではなく、「自分たちのまちは、自分たちの手で良くしよう」という自主的な考えを持って加入していただくことが基本となることは言うまでもありません。

近年、宅地開発や大型マンションの建設、単身者用アパートの増加などにより、市内へ転入される皆さんが増えていますが、その一方で、区への加入について理解を得ることが難しくなっているというお話を聞きします。

まずは、区の役割や事業について説明し、理解を深めることが大切です。また、管理人(管理会社)を窓口に区への加入を相談するのも一つの方法でしょう。

いずれにしましても、地域の全世帯に加入していただくためには、住民の皆さんの相互理解と協力が不可欠ですから、息の長い取り組みが必要です。

市では、転入の届出に来られた皆さんに、「区加入のすすめ」というチラシを配布し、加入促進の一助となるよう努めていますが、各区におかれましても、次ページに区へのお誘い文書を例示しますので、参考にしてみてください。

〇〇区へようこそ！

あなたは、〇〇区〇〇組になります。

今、心のかよいあうまちづくりが見直されています。その第一歩は、地域の人々が気軽にあいさつし、ふれあい、話し合うことから始まります。

みんなが住みよく、また住み続けたいと願い、これを誇りに思えるまちづくりを進めるために、〇〇区は、「明るく住みよいまち」を目指して、この地域に暮らす住民で構成しています。

ご存知のことと思いますが、区は、住民相互が協力、連携し、自分たちの住むまちをより良くしていこうとする住民自治組織です。私たちは、日常生活を送る中で、ゴミステーションの管理や地域美化、交通安全、防犯対策など、自分一人では解決し得ない共通の課題を数多く抱えています。これらを地域として考え、一緒に解決していこうとするのが区の役割です。

また、地域におけるさまざまな情報交換や楽しい近所づきあいは、心豊かな生活を実現するうえでも大切なことでしょう。

どうぞ、区の趣旨をご理解いただき、共に住みよいまちづくりのためにご参加いただきますようお待ちしています。



加入または区についてのお問い合わせは、下記へどうぞ。

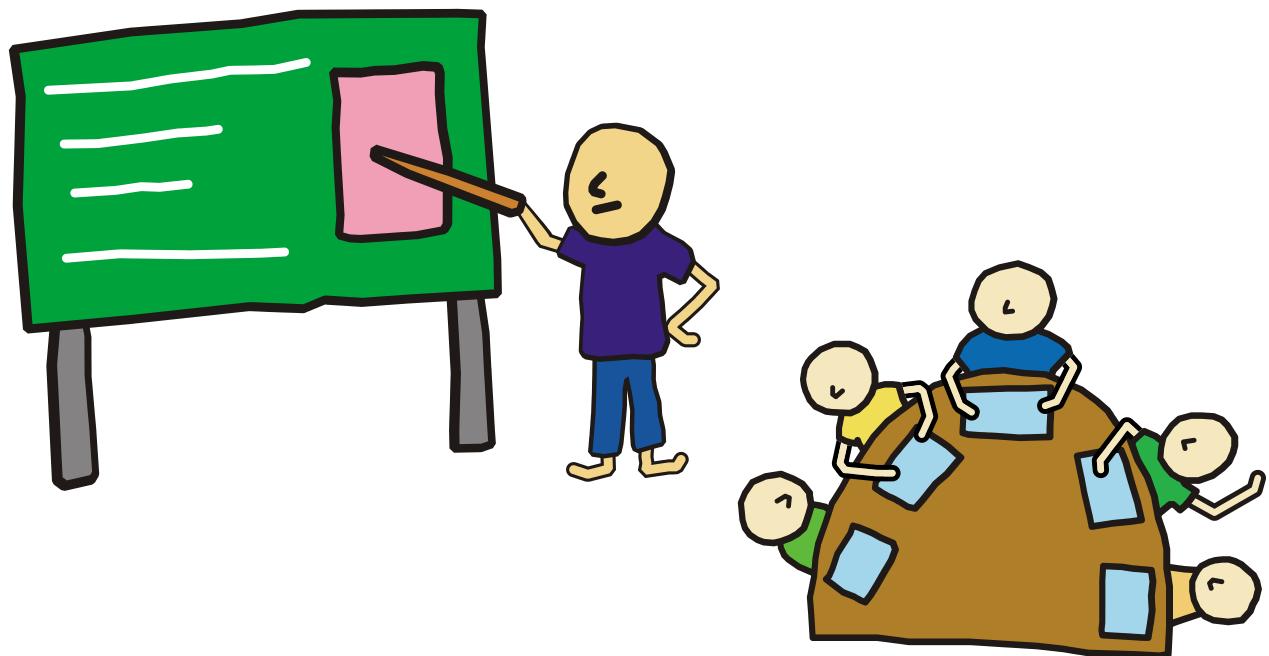
【連絡先 〇〇区】

区長	○ ○ ○ ○	TEL〇〇 - 〇〇〇〇
組長	○ ○ ○ ○	TEL〇〇 - 〇〇〇〇

IV 区規約の例

規約は区運営の基本となる取り決めです。会員（区民）の合意によって、実状に沿った規約を作り、会員がいつでも最新の内容の規約を見られるようにしておきましょう。一度作成したらそれでよいということではなく、内容についての見直しも心がけ、スムーズな区運営のために整備しましょう。

次ページ以降に一般的な例を示しますが、各区において内容や表現を工夫してみてください。



○○区規約(例)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、○○区と称し、事務所を○○区公会場（または、「区長宅」）におく。

(区域)

第2条 この会の区域は、佐久市○○の行政区による○○区の全域とする。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、生活環境の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、公共諸団体との連絡調整を図りながら、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と福利厚生に関すること。
- (2) 生活環境の改善に関すること。
- (3) 生活文化の向上に関すること。
- (4) 共同施設の利用、管理に関すること。
- (5) 防犯、防火、交通安全に関すること。
- (6) 回覧等による会員への情報提供。
- (7) その他この会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 この会は、第2条に定める区域の居住者世帯をもって構成する。

2 この会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする事業所、団体は賛助会員とする。

(役員及び任期)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 ○名
- (3) 書記 ○名
- (4) 会計 ○名
- (5) 会計監査 ○名
- (6) 評議員 ○名
- (7) 組長 ○名

2 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、その任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務

を行う。

4 補欠により役員を選任する場合は、役員会において選任することができる。
この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議を記録し、必要に応じて会の内外へ広報を行う。
- (4) 会計は、会計事務に従事し、この会の財務を担当する。
- (5) 会計監査は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 評議員は、第4条の事業を推進するための企画・運営・執行の業務を分掌する。
- (7) 組長は、会員の意思を会に反映するとともに、会費等の集金、その他の連絡事項を処理する。また、各事業部員となり事業の推進に参加する。

(相談役)

第9条 この会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の同意を得て、区長が委嘱する。
3 相談役は、会の相談に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会、役員会、評議員会とし、区長が招集する。

2 総会は、この会の最高議決機関であり、毎年○月に開催する。
3 臨時総会は、会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において開催の議決があったときに、区長が招集する。
4 役員会、評議員会は、必要に応じ、区長が招集する。

(審議決定事項)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の改選
- (5) その他この会の重要事項

2 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 細則に関する事項

(3) その他必要事項

3 評議員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業の推進に関する事項

(2) 役員会に付議する事項

(3) その他必要事項

(会議の成立要件並びに議長)

第12条 総会は、会員の2分の1以上、役員会、評議員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

2 総会の議長は、会員の中から選出し、役員会及び評議員会は区長が議長となる。

(議決)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 この会の会費は、次のとおりに定める。

(1) 会員の会費は、月〇円とする。

(2) 賛助会員の会費は、月〇円とする。

2 会費は、各組において組長が集金し、会計に納入する。

(会計及び関係帳簿の整理)

第16条 この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 規約

(2) 会員名簿

(3) 役員名簿

(4) 財産目録

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 総会及び役員会等の議事に関する書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

1 この規約施行のため必要な細則は、役員会の議決を得て区長が定める。

2 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

V 収支予算書（収支決算書）の例

区は、会員（区民）が会費（区費）を納めることによって運営されています。集められた会費がどのように使われるのか、また、その結果がどのように生活に反映されるのかということは、会員にわかりやすく説明されなければならぬ重要なことです。

収支予算書や収支決算書などの書類を作成して総会において提示・説明し、会員の承認を得る必要があるでしょう。また、会員からの質疑に誠意をもって対応することも円滑な区運営にとって大切なことです。

以下に、一般的な例を示します。

令和〇〇年度 〇〇区 収支予算書（収支決算書）

収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
繰越金				前年度の繰越金
会費				〇円×〇世帯分
賛助会費				〇円×〇賛助会員数
補助金				市より
雑収入				預金利息
合 計				

支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	説 明
会議費				
区活動費				
役員活動費				
通信運搬費				

備品購入費				
事務費				
負担金				
慶弔費				
公民館運営費				
団体育成費				
レクリエーション費				
環境衛生費				
○○費				
積立金				
予備費				
合 計				

※令和〇〇年度 収支監査報告（例）

収支決算の監査にあたり、収入支出に伴う証拠書類その他関係帳簿を審査した結果、整理は正確であり、その事務処理についても適正かつ正確であったことを確認しました。

令和〇年〇月〇日

〇〇区

会計監査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印
会計監査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	印

VI 区の設置（新設・分離・統合）

- 1 区の設置には、次の3つの場合があります。
 - (1) 新規に区を設置する場合（団地開発や大型マンション建設など）
 - (2) 既存の区から分離して、新しく区を設置する場合（人口増加、その他）
 - (3) 既存の区が統合して新しい区を設置する場合（人口減少、統合による区組織の強化、その他）

なお、佐久市区長会では、下記のとおり「区の設置に関する基準」を申し合わせています。

区の設置に関する基準（抜粋）

（区の設置）

第2条 区を設置する場合は、次のいずれかの基準を満たすものでなければならないものとする。

- (1) この基準施行に際し、すでに区として認められている区域。
- (2) 団地造成等により新たに集落が形成される場合は、100世帯を超える見込みのある区域。
- (3) 既存の区をやむをえず分割して区を設置する場合は、既存の区長及び地区区長会長の同意を得るとともに、分区後の両方の区域が100世帯以上の規模を有すること。
- (4) 集落間が離れていて地形等客観的にみて、新たな区の設置もやむをえないと認められる区域。

いずれの場合も、関係区内住民の合意が必要であることは言うまでもありませんが、地区区長会長さんにも説明してください。また、佐久市区長会事務局（市役所総務課内 TEL 62-2111 内線448）へも連絡をお願いします。

- 2 区を設置する場合の一般的な手続きは次のとおりです。

- (1) 新たに設置する区の区域の決定（他の区の区域と重複しないこと）
- (2) 区設置に対する区域住民の意見の集約
- (3) 設置趣意書を作成・配布して、会の加入申し込みを受付
- (4) 規約草案の作成
- (5) 事業計画書、収支予算書などの作成
- (6) 役員の選出などについて検討
- (7) 設置総会の開催、議案などを審議・決定
- (8) 区長会への報告、市への各種書類の提出

(8) は、区と区長会、市との連携を密にするためのものであり、区の活動を円滑に行うために必要なものです。

また、登録内容に変更が生じた場合（区長の任期途中交代など）は、速やかに佐久市区長会事務局（市役所総務課内 Tel 6 2 – 2 1 1 1 内線 4 4 8）までご連絡ください。

VII 区長の政治活動・宗教活動

1 区長の政治活動について

区長等が個人的に活動することについては、何ら制限を受けるものではありません。ただし、区長等の立場を利用して区民等を対象に活動することは、区の中で様々な考え方をお持ちの方がいるので注意が必要です。

2 区長の宗教活動について

規約の中に、地域の神社等に関する規定があったり、区長という立場で地域の神事やお祭りに参加したりすることは、旧来から慣習として継承されており、宗教的観念は極めて薄いと理解されています。

しかし、区の中には種々の宗教を崇拜する人があり、個人の信教が基本的人権として尊重されるべきですので、宗教関係の条項、会計あるいは役員等は、区と分離して運営することが望ましいでしょう。

VIII 区長記章の着用・区長プレートの掲示

区長の身分を明らかにするため、区長記章を着用しましょう。また、区長宅であることがわかるよう、自宅玄関等には区長プレートを掲示しましょう。

区長記章および区長プレートは、必ず前区長から引き継いでください。記章等を紛失又は破損した場合は、佐久市区長会事務局（市役所総務課内）までご連絡ください。

IX 各種募金

緑の募金や赤い羽根共同募金、複十字シール募金など各種募金活動にご協力をいただいています。

なお、寄付行為は、本人の意思により行われるものでありますから、取りまとめにあたっては、善意を基本とする募金活動の理念に反することのないよう、その目的や趣意に対して、住民の理解と賛同をいただいた上で進めていただきますようお願いします。

また、寄付の状況等、個人情報の保護につきましてもご配意をお願いします。

区の法人化

I 地縁団体認可制度

区の集会所（公民館）などの土地等が個人名義の登記になっていることから発生する相続問題を回避するために、平成3年に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、区（＝地縁団体）が市長の認可を受けて法人格を持てば、区名義で土地等の登記ができるようになりました。

1 認可を受けるために必要な要件

- ①既に土地等を保有しているか、もしくは保有する確定があること（登記に係る諸事が解決済みで、認可後数ヶ月以内に移転登記を完了できること）。
- ②法律（地方自治法その他関係法令）に従った規約が整備されていること。
- ③区の区域内に住む個人の相当数（過半数）が会員であること。

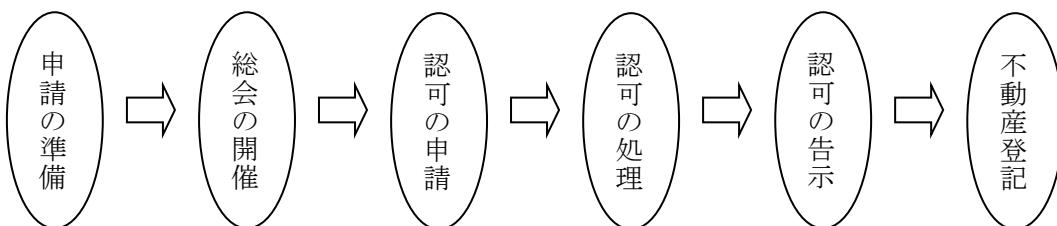
2 認可後において次の原則に留意

- ①税法上、従来の区と変更はありません（優遇措置はありません）。
- ②地縁団体へ土地や現金などを寄付しても税法上の優遇措置の対象とはなりません。

3 更新の手続き

- ①認可後の地縁団体の代表者（＝区長）が交代するときや重任されるときは、総会で承認を得たのちに、市長へ届け出ることが必要です。
- ②認可後に規約を改正するときは、総会で議決を得たのちに、市長へ届け出ることが必要です。

4 認可手続きの流れ



認可を受けた地縁団体は、認可された規約（会則）に基づいて活動しなければなりません。規約に基づく運営がされていない場合は、認可が取り消されることがあります。

詳しいことは、総務課総務係（TEL 62-2111 内線448）へどうぞ。

○○○自治会規約

(認可地縁団体の規約の例)

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 1 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3 集会施設の維持管理
- 4 ○○○○○○○○○○
- 5 ○○○○○○○○○○

(名称)

第2条 本会は、○○○会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、佐久市○○ △△番□□号から△△番□□号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、佐久市○○ △△番□□号に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 1 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 2 本人より○○に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1人
- 2 副会長 ○人
- 3 その他の役員 ○人
- 4 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 1 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - 2 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - 3 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 4 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1 会長が必要と認めたとき。

2 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

1 ○○○○○○○○○○

2 ○○○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通

知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 日時及び場所

2 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

3 開催目的、審議事項及び議決事項

4 議事の経過の概要及びその結果

5 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を

準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 別に定める財産目録記載の資産
- 2 会費
- 3 活動に伴う収入
- 4 資産から生ずる果実
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、佐久市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときにある残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

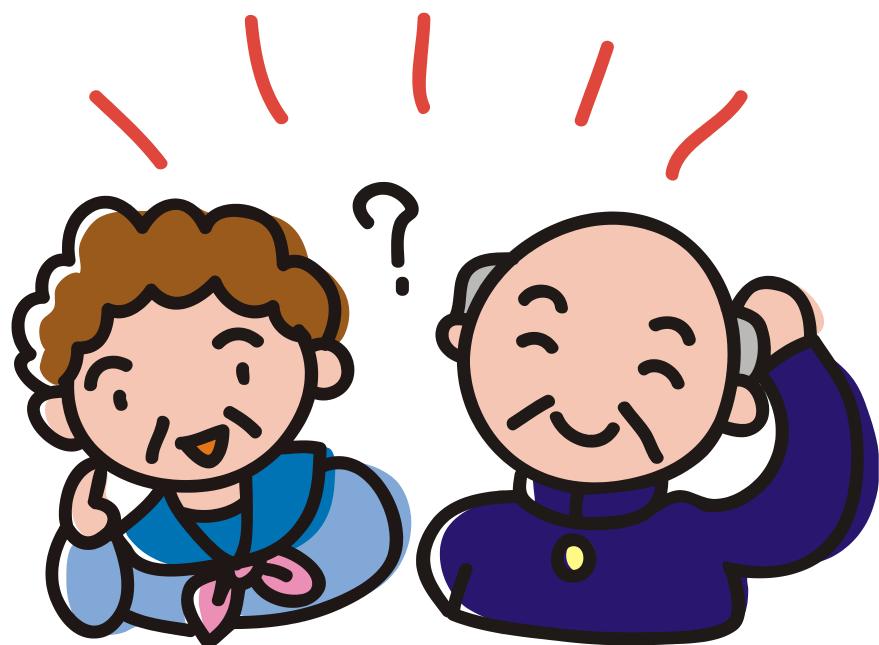
(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、○○が別に定める。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

区活動の Q & A



Q1

区の役割は何ですか？

区とはどのような組織で、
どのような役割を担うことを期待
されているのでしょうか。

A

区とは、いわゆる住民自治組織であり、
地縁（＝同じ土地に住むことから生じる関係）に基づいて作られた組織です。同じ地域に暮らす人たちが、その地域に生ずるさまざまな問題や課題を自主的に解決し、より豊かで住みやすいまちづくりを進めるために活動しています。

人間関係や地域の連帯感、住民相互の扶助の精神やふれあいの心が薄れつつある中にあっても、防犯や防災、あるいは高齢者や子育て世代の支援など、地域で助け合い、解決していくかなければならないさまざまな問題が指摘されています。

今後さらに少子化が進むような社会情勢を考えますと、住民自治組織における活動の活性化が期待されています。

《区の主な役割・業務》

①自主的・主体的な役割

- 健康福祉推進活動 … ひとり暮らしのお年寄りの支援、敬老会、健康増進に係る学習会等の開催、各種募金への協力
- 教育文化活動 … 子ども会、文化祭、生涯学習講座等の開催、伝統行事の継承・保存活動
- 交通安全・防犯・防災活動 … 防犯パトロール、防犯灯の維持管理、消防団との連携、自主防災組織の運営等
- 環境保全活動 … 地域の美化活動、ゴミステーションの維持管理、資源物回収などを通じた身近な環境の保全
- 地域振興活動 … 区広報紙の発行、行政懇談会の開催、住民の意見調整と行政への提言
- 親睦活動 … 夏祭り、運動会、親睦旅行、新年会など住民同士の親睦

②市が依頼する業務

- 市広報紙、その他の行政連絡文書の配布、回覧、掲示
- 市、その他の行政機関からの依頼に対する協力
- 市の各種委員会・審議会委員の推薦

Q2

区と行政はどのような関係にありますか？

区は、市から送られてくる広報紙やその他の回覧文書の配布、各種募金など、行政へ協力することが多くありますが、区と市とは、どのような関係にあるべきですか？

A

区などの住民自治組織は、住民による自己責任と自己決定のもとに活動する団体であり、行政の下部組織ではありません。ですから、区と市との関係は、自立した団体相互の関係であると認識しています。

市民と行政がお互いを尊重し、それぞれの役割分担のもと協働していく関係は、地域の実情に即したまちづくりにつながるものと考えます。

区が取り組んでいる環境保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などは、住民自治の根幹となる活動です。行政としても推進すべき事業ですから、補助金等によりこのような活動を側面から支援しています。

一方、市から区に対しては、広報紙や各種行政文書の配布、回覧などの協力をお願いしています。市民生活の充実や支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを実現するため、区に協力をお願いしています。

● 総務課 総務係



Q3

いろいろな団体から、区内回覧の依頼文書が届きます。 どのようにしたらいいのでしょうか？

市からの依頼文書やP T Aからの依頼文書のほか、物資のあっ旋を目的としたカタログなども郵送で送られてきます。
どのように扱ったらいいのでしょうか？

A

各種団体等から区長さんのお宅へ、区内の回覧を目的とした物資あっ旋のためのカタログ等が頻繁に送付され、その取り扱いに戸惑っているとの声もお聞きします。

のことから、佐久市区長会では、理事会での決定事項として、「配布依頼物について、市を通して依頼されたもの以外は、原則として配布をしない。ただし、ケースによりやむを得ない場合は、各区長の判断によるものとする」こととしていますので、参考にしてください。

なお、区内回覧を目的とした配布依頼物とは別に、商品そのものを勝手に送りつけて代金を請求する、いわゆる「送りつけ商法」と呼ばれるものもあります。

商品が勝手に送りつけられた場合には、特定商取引法において、「商品を受け取った日から14日経過したとき、または、引き取りを請求してから7日間経過した場合は処分しても問題ない」とされています。ただし、期間経過前に商品を使用したり、消費したりした場合は、購入を承諾したものとみなされますので、送られてきた物品等の取り扱いには十分注意してください。

また、法の目をかいくぐる新手の悪質商法等も考えられますので、判断に迷う場合は、区長会事務局（市役所総務課内）または、生活環境課 生活公共交通係へお問い合わせください。

Q4

区長の氏名や連絡先などは、公表されるのでしょうか？

A

市では、市内240区の区長さんの住所、氏名、電話番号をまとめた区長名簿を作成し、区と市との連絡調整や市が業務を遂行するうえで必要なときに利用しています。

また、市民生活を営むうえで、区長さんはとても大きな役割を担っていますから、市のホームページには、区長さんの区名とお名前のみを掲載しています。

- このほか、
- ①道路や上下水道、電気、ガスなどの工事をする際、地域への周知・調整を図るため、地元区長さんと連絡を取る必要があるとき
 - ②引越しなどで新たに転入した方から、区長さんの連絡先等の問い合わせがあったとき
 - ③国や県など、他の公共機関から公共的な利用を目的に依頼があったとき
 - ④その他、公益上の目的で使用される場合など、市民生活を営むうえで必要と認められるときは、関係する区長さんの連絡先をお伝えしています。

上記以外の目的、特に営利の物販、勧誘等の目的のために、市から区長名簿を提供することはありませんから、ご安心ください。

●総務課 総務係



Q5

区等への未加入世帯の加入促進はどうすべきですか？

近年、区に加入しない世帯が増えています。どうしたらよいでしょうか？

A

団地開発やマンションの建設、アパートの増加などにより、市内へ転入される皆さんのが増えていますが、その一方で、区への加入について理解を得ることが難しくなっているという実情もお聞きしており、未加入世帯の増加に、多くの区で苦労されていることだと思います。

区は、災害時をはじめ日常生活の中で起こるさまざまな問題を共同で解決し、よりよい地域社会を築いていくために組織された団体ですから、その地域に暮らすすべての皆さんに加入していただくことが理想です。

しかしこれは強制ではなく、あくまでも「自分たちのまちは、自分たちの手で良くしよう」という自主的な考えを持って加入していただくことが基本となります。

まずは、区が果たしている役割や活動の意義を理解してもらうことが必要ですから、独自の広報紙を発行して地域に根ざしたさまざまな情報を発信したり、だれもが参加できるイベントを開催したりするなど、地域に入りやすい場や雰囲気を提供することも一つの方法と思われます。

また、6ページには、「区加入のしおり」の例を掲載しておりますので、参考にしてみてください。

市でも、転入の届出に来られた皆さんに、「区加入のおすすめ」というチラシを配布するなど、加入促進の一助となるようPRに努めています。

●総務課 総務係



組長や班長の仕事に、神社費などの取りまとめも含めていますが、何か問題があるのでしょうか？

〇〇神社は、昔から地域住民の生活の一部となっており、地域のみんなで大切に守ってきました。ですから、神社のお札や奉賛金なども、組長や班長が各戸を回って取りまとめていますが、何か問題があるのでしょうか？



- ①神社関係のお札の販売や集金等が、組長や班長の仕事になっている。
- ②区民=氏子とされ、区費に神社への奉賛金が含まれている。
- ③区の役員が、神社総代等の役員も務めていることで、住民の中で誤解が生じている。

このようなお話を聞きします。

昔からそれぞれの地域には氏神さまがあつて、地域ぐるみで大切に守ってきたことから、今なお、多くの地域で神事やお祭りなどが「慣わし」として伝えられ、大切に受け継がれていることと思われます。

また、「神社は、地域住民の生活の一部になっており、他の宗教と同列に論じられない」といったご意見もよく聞かれます。

しかしながら、憲法20条には、信教の自由を保障する、また宗教上の行為への参加を強制されないとあります。

特定の宗教に対し、個人の意思で行う寄付行為などは、憲法で保障された権利ですが、本人の意思に関係なく、特定の宗教に係る活動を組長や班長の仕事としたり、寄付金（奉賛金）を区費に含めて徴収したりすることは、やはり好ましくないと考えます。

区の中には、さまざまな職業の人、考え方の人、子どもからお年寄りまでが生活しています。もちろん、信教も人それぞれであり、当然すべて尊重されるべきでありますから、宗教関係の会計あるいは役員等は、区とは分離して運営していただくななど、ご配意をお願いします。

●総務課 総務係

Q7

回覧用の台紙（回覧板）が古くなってしまったのですが、
支給してもらえますか？

市から依頼される回覧文書等をはさむための台紙（回覧板）が
古くなってしまったので、新たなものを支給してもらえますか。

A

市からお願いする回覧文書などをはさむための台紙（回覧板）は、
必要に応じ配布しています。

世帯数の増加により班が増えた場合や、経年劣化により新たな台紙（回
覧板）が必要な場合は、市役所総務課、各支所総務税務係、各出張所まで
申し出てください。

●総務課 総務係





区の活動中にケガをしました・・・。 市では、何か保険に加入しているのでしょうか？



市では、「全国市長会 市民総合賠償補償保険」に加入しています。これは、市が主催する社会体育活動、文化活動、その他活動及びイベントなどへ参加した人が、不慮の事故によりケガなどを負ったときに補償をするためのものです。

区の公益活動上の事故であっても、市内一斉清掃や広報紙の配布など、市からの依頼により行われているものは、この保険の補償の対象となる場合があります。また、区からの申請により、市が承諾し、関与している活動についても、補償の対象となる場合があります。

しかしながら、区が独自で行う活動やイベントなどについては、原則としてこの保険の補償の対象とはなりませんので、その活動が補償の対象となるかどうかは、事前に財政課 管財係へご確認ください。

.....



このほか、自治会活動における保険（自治会活動保険）に独自に加入している区もあります。

その補償の内容について、一例を申し上げますと

- ①雨で区のイベントが中止となり、注文していたお弁当のキャンセル料を支払った場合。
- ②区が管理する公園で遊んでいた子どもが、施設の欠陥によってケガをした場合。
- ③区主催のイベント中に、参加者がケガをした場合。
- ④区主催のイベントに招待された来賓が、会場でケガをした場合。

などです。詳しいことは、各保険会社へお問い合わせください。



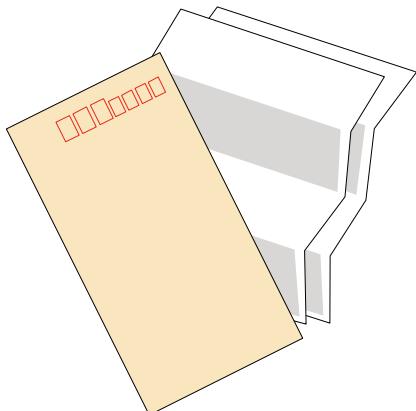
区の要望を市へ提出したいのですが、
どのように行けばよいでしょうか？



区の総意に基づいた要望は、区長名を記載した書面にて、総務課へ提出してください。内容等から担当課が特定されるものについては、直接、担当課へ提出していただいても構いません。

事故の恐れのある道路の陥没など、緊急対応が必要なものは、直接、担当課へ電話連絡をお願いします。

●総務課 総務係



Q10

防犯灯の設置・管理について教えてください。

新たに防犯灯を設置したいのですが、設置費用や維持管理費などはどうなるのでしょうか？

A

防犯灯の設置に係る申請書を、区長さんから総務課へ提出してください。総務課では、申請書を受理した後、現地を確認し、必要性や設置が可能な箇所かどうか等を検討したうえで設置することになります。

設置にかかる経費は市が負担しますが、それ以後の維持管理費（電気料等）は区にお願いすることになります。

なお、防犯灯を設置すると、一晩中電灯が灯ることになりますから、申請にあたっては、周りの方（住んでいる方や、農作物を作っている方など）の同意も取っていただきますようお願いします。

●総務課 総務係



Q11

カーブミラーを設置してほしい交差点があります。

見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置してほしいのですが…。

A

市では、市道で見通しの悪い交差点や丁字路などにカーブミラーを設置しています。設置の申請は、区長さんから土木課 維持係へお願ひします。

カーブミラーの設置対象箇所は、構造上見通しが悪く、かつ屈曲、屈折、または交差している（交差点及び丁字路など）「市道」となっています。

「私道」への設置については、それぞれの所有者（管理者）の対応となります。

なお、現地の状況によっては、カーブミラーが設置できない場合もありますから、ご了承ください。

また、個人所有地にしか設置するスペースがない場合には、区において、所有者（管理者）の同意を取っていただきますようお願ひします。

このほか、カーブミラーが破損している場合も、土木課 維持係へご連絡をお願いします。

●土木課 維持係



Q12

信号機を設置してほしいとき、どこへ要望したらよいですか？

交通量が多く、見通しも悪い交差点があります。子どもたちの通学路でもあるため、信号機の設置を要望したいのですが。

A

信号機や一方通行、横断歩道の設置など、交通規制に係わることは、公安委員会の所管になっています。そのため、信号機等の設置要望につきましては、区からの要望を市が取りまとめ、警察署（公安委員会）に提出しています。

信号機等の設置は、地域の交通の流れに大きな影響を与えますから、まずは区や小中学校、PTAといった地域の皆さんのご意見を取りまとめていただいたうえで、区長さんから市へ要望書を提出してください。その後、市から警察署に対して要望書を提出します。

信号機等の設置の可否は、公安委員会において決定されることになります。

● 生活環境課 生活公共交通係



Q13

自主防災組織とは、どんな組織ですか？

A

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことです。

自主防災組織は、通常は地域（コミュニティ：自治会、町内会単位又は小学校区単位などの範囲）内で、組織されるものです。

そして、地震、豪雨、豪雪、山崩れなどの災害が発生したときには、地域が中心となって、自らの身を守るために防災活動を行います。

つまり、いざ災害が起こったときに、自らの身を守るために地域内で自主的に活動する組織を、自主防災組織と呼んでいます。

また、大災害の発生によって、電話の不通、道路の寸断、火災の同時発生、水道管の破損などの被害が重なってしまったり、広い範囲で数多く災害が発生すると、行政や消防機関はその機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域のすべてを救うことができなくなります。

このような時に自主的な消火活動、救出、救護活動、避難誘導活動をしていただく『区民の力』が必要となり、『自主防災組織』がとても重要となります。

●危機管理課 危機管理係



Q14

区長業務交付金とは、どのような交付金ですか？

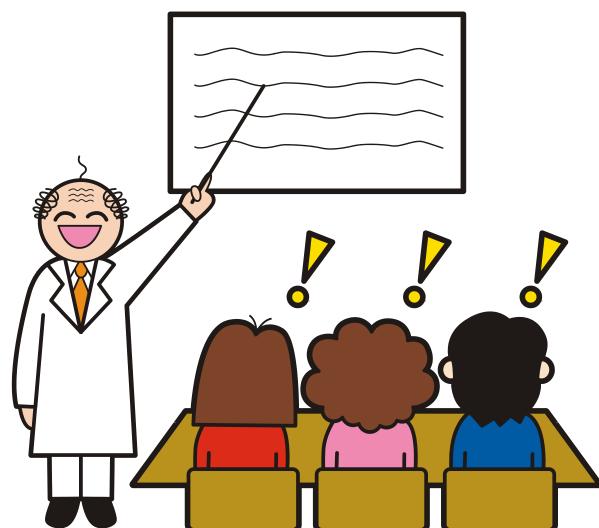
A

区長さんには、市役所との連絡調整や各種会合への出席依頼、各種取りまとめなど、市からさまざまな事柄をお願いしています。区長業務交付金とは、このような市からの依頼に係る区長さんの経費に対し、費用弁償的な位置付けとして交付しているもので、「世帯割額」及び区の規模に応じた「規模別均等割額」により算出しています。

毎年11月末に、区長さんの個人口座へ振り込んでいます。

また、区の諸活動に対する助成金として交付している区等活動費交付金（世帯割額および防犯灯電気料の2分の1相当額により算出）は、毎年6月末に、区等の口座へ振り込んでいます。

●総務課 総務係



Q15

区費は、どのように決まっているのでしょうか？
市内一律で決められているのですか？

A

区は、住民の自主的意思に基づいて組織された団体ですから、規約の制定や区の取り決め、各種活動計画などは、組織を構成している区民の皆さんとの意思により決められています。ですから、区の運営方針や活動内容はさまざまであり、これらを支える区費についても区によって異なっています。

いずれにしましても、区費はそれぞれの区の総会等において、区の規模や活動計画等を踏まえながら、区民の皆さんで十分審議し、決められていますから、区長さんなど、お住まいの区の役員さんに直接、お尋ねください。

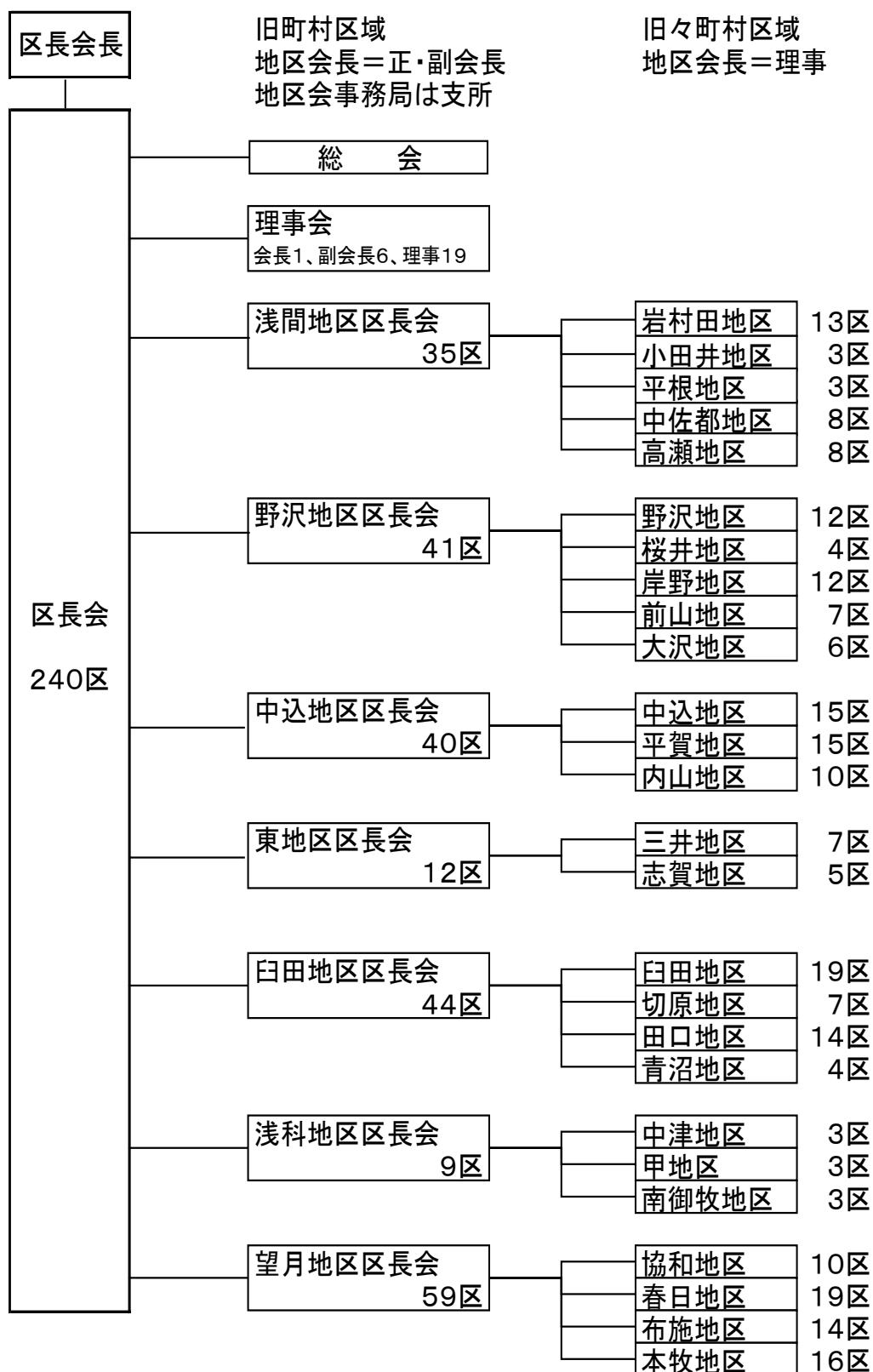
●総務課 総務係



区は、区民の皆さんのが区費等を納めることによって運営されていますから、集められた区費がどのように使われたのかということは、区民の皆さんにわかりやすく説明しなければならない重要なことです。総会において、収支予算書や収支決算書などの内容をわかりやすく説明し、承認を得ることは、円滑な自治会運営を進める上で大切なことです。



佐久市區長会 概要図



発行
令和3年4月1日